

内部者取引等管理規程

(目的)

第1条 この規程は利益相反のおそれのある有価証券（分散型の集団投資スキームによる場合を除く。以下同じ。）の売買その他の取引又はデリバティブ取引（以下「売買等」という。）を回避すること、及び、内部者取引管理に関する基本的事項を定め、内部者取引を未然に防止することを目的とする。

(取引先機密情報の定義)

第2条 この規程において、「取引先機密情報」とは、役職員がその業務に関して知った未公表の事実のうち、金融商品取引法第163条第1項に定める上場会社等の決算及び業績予想に関する事実その他業務、運営及び財産等に関する重要な事実として金融商品取引法第166条第2項に定める事実又は金融商品取引法第167条第1項に定める公開買付け等の事実をいう。

(取引先機密情報の管理)

第3条 取引先機密情報は、機密情報管理規程に基づき管理するものとする。

(禁止行為)

第4条 役職員は、法令で認められた場合を除き、取引先機密情報を知りつつ、自己又は他人のために当該上場会社等が発行する有価証券の売買等を行ってはならない。当該取引先機密情報の伝達を受けた役職員も同様とする。

2. 格付担当者（金融商品取引業等に関する内閣府令第295条第3項第5号に定める意味による。以下同じ。）及びこれと生計を同一にする直系親族（以下「格付担当者等」という。）は、自己又は他人のために、その担当する格付関係者（金融商品取引法第66条の3第2項に定めるところによる。以下同じ。）が発行する有価証券の売買等をしてはならない。

(役職員による取引の制限)

第5条 格付担当者等は、第4条第2項に該当しない有価証券の売買等を行う場合、全て事前に所属部室長経由でコンプライアンス統括室に申請し、チーフ・コンプライアンス・オフィサーの承認を得なければならない。チーフ・コンプライアンス・オフィサーは、関係部室長とも相談のうえ、当該取引の対象となる有価証券の発行者が当該格付担当者が格付アナリストとして担当する業種と同一業種の発行者である場合等、利益相反のおそれがあると判断した場合は、当該取引を行うことを禁止することとし、格付担当者等はこれに従うものとする。

2. 格付担当者を除く役職員及びこれと生計を同一にする直系親族（以下「一般役職員等」という。）は、公表されている格付関係者（本人が格付関係者であることを認知している非公表先を含む。）が発行する有価証券の売買等を行う場合は、事前に所属部室長経由でコンプライアンス統括室に申請し、チーフ・コンプライアンス・オフィサーの承認を得なければならない。チーフ・コンプライアンス・オフィサーは、当該格付担当部室長等の意見を徴した上でその是非を判断するものとし、一般役職員等はこれに従うものとする。なお、役員、部長、特定の部に所属しない職員の場合は、直接、コンプライアンス統括室に申請し、チーフ・コンプライアンス・オフィサーの承認を得ることとする。チーフ・コンプライアンス・オフィサーおよびこれと生計を同一にする直系親族が、公表されている格付関係者（本人が格付関係者であることを認知している非公表先を含む。）が発行する有価証券の売買等を行う場合は、社長の承認を得ることとする。

(退職者による取引の制限)

第6条 退職者についても、在職中に知り得た取引先機密情報を知りつつ、自己又は他人

のために有価証券の売買等をしてはならない。退職者は、退職にあたり上記の旨を誓約する念書を会社（経営管理企画部宛）に提出する。

（主管部）

第7条 本規程の主管はコンプライアンス統括室とし、本規程の運営について疑義が生じた場合はコンプライアンス統括室又はチーフ・コンプライアンス・オフィサーに照会する。チーフ・コンプライアンス・オフィサーは関係各部室の責任者と協議のうえ必要な指示を与える。

（改廃）

第8条 本規程の改廃は、取締役会がこれを行う。

付 則

平成 元年	1月20日	施行		
平成17年	4月28日	改正	平成17年	5月31日 施行
平成22年	5月26日	改正		
平成22年	7月22日	改正		
平成22年	8月20日	改正	平成22年	8月20日 施行
平成24年	5月30日	改正	平成24年	6月22日 施行
平成24年	12月19日	改正、施行		
平成28年	4月 1日	改正		
令和 元年	12月16日	改正、施行		

コンプライアンス統括室 御中

有価証券取引申請書

下記の通り有価証券の取引を行いたく申請いたします。

記

1. 取引主体続柄^(注1)(○で囲む) 本人 配偶者 子 親 その他()

2. 取引詳細

売却/購入	対象種類	銘柄	取引数量	実行予定日	有無*	実行日*

*コンプライアンス統括室記入欄

3. その他特記事項

20 年 月 日

氏 名 _____ ⑩

所属長 _____ ⑩

格付担当部室長意見等

コンプライアンス部門 記載欄

承認^(注2,3)

不承認

特記事項

20 年 月 日

チーフ・コンプライアンス・オフィサー _____ ⑩

(注1) 本人及びこれと生計を同一にする直系親族につき本申請書の提出が必要です。

(注2) 承認された場合、承認日を起算日とする1ヶ月後の応当日までに取引を実行してください。これを過ぎると承認の効力は失効します。なお、応当日が土曜・日曜・祝日に当たる場合は、その翌日を応当日と見做します。

(注3) 取引実行後はコンプライアンス統括室に報告し、必要に応じて「保有有価証券リスト」の更新を行ってください。